



PwCベトナムニュースブリーフ

民間セクターへのインセン ティブと支援を強化する新規 定

2026年2月





ご一読ください

2026年1月15日、政府は決議198/2025/QH15の一部規定に関するガイダンスを定めた政令20号を発効しました。政令20号は2026年1月15日に施行されましたが、一部の条項については2025年度から、または決議198の施行日である2025年5月17日から既に有効となっています。

主なポイント



政令20号は、決議198に盛り込まれた民間セクターおよび革新的企業に対する税制優遇および支援についてのガイダンスを示しています。

01

土地賃料の支援

ハイテク企業、中小企業、革新的スタートアップ企業が、工業団地、工業クラスター、技術インキュベーターで事業を行う場合、最初の5年間について土地賃借料が30%減額

政令20号に基づく実施ガイダンス：

- デベロッパーが対象となるテナントに提供した土地賃借料の減額分は、国家予算から補填されるか、またはデベロッパーが支払う土地賃借料と相殺されます。
- 投資法や土地法への違反、または適格でない土地使用権の譲渡など、一定の場合には、土地賃借料の減額を受けた企業は国家予算へ返還する義務があります。
- その後の調査や監査により、企業が適格でなかったことが判明した場合、元本に加えて利息も返還しなければなりません。

02

税制優遇

2.1. 革新的スタートアップ、革新的スタートアップ向け投資ファンドの運営会社、革新的スタートアップを支援する仲介機関は、2年間のCIT免税、その後4年間の50%減税

政令20号に基づく実施ガイダンス：

- 優遇期間は、適格な事業活動から課税所得が発生した最初の年度から開始されます。売上が最初に発生した年度から3年以内に適格な課税所得が発生しない場合、免税・減税期間は4年目から開始されます。
- 企業は、適格事業から生じた利益について区分経理を行う必要があります。区分経理が困難な場合は、適格事業に係る売上高または費用の比率を、企業全体の売上高または費用に対して用いて、優遇対象利益を按分計算します。

主なポイント



2.2. 新規登録中小企業に対する3年間のCIT免除

政令20号に基づく実施ガイダンス：

- CITの優遇措置は、最初の企業登録証明書の発行日から開始されます。
- この優遇措置は、合併、買収、分割、分離、または法的形態の変更によって設立された企業、あるいは所有者または法定代理人が過去12か月以内に解散した法人で同様の役職に就いていた新規企業には適用されません。

2.3. 革新的なスタートアップ企業に関連する株式または資本の譲渡による所得について、PITおよびCITの免除

実施ガイダンス：

- これらの優遇措置は、公開会社または上場会社の株式譲渡には適用されません。
- 不動産に関連する一人有限責任会社または非公開会社を売却する場合、税額は不動産譲渡取引に関する規定に基づいて計算されます。

2.4. 革新的スタートアップ、研究開発センター、イノベーションセンター、革新的スタートアップを支援する仲介機関で働く専門家および科学者は、2年間の個人所得税免除、その後4年間の50%減税

実施ガイダンス：

個人に複数の所得源がある場合、免税または減税額は、優遇対象となる所得が課税所得全体に占める割合に基づいて計算されます。



主なポイント



03

大企業は、サプライチェーン上の中小企業に対する研修費用を損金算入可能

実施ガイダンス:

政令20号では、「大企業」「研修費用」「サプライチェーン上の中小企業」の定義が示されました。

- 大企業とは、中小企業支援法で定義されている零細企業、小規模企業、中規模企業に該当しない企業です。
- 研修費用は、労働法およびその施行ガイダンスに基づいて決定されます。
- サプライチェーン上の中小企業とは、大企業と契約を締結している中小企業をいいます。

04

科学・技術・イノベーションおよびデジタルトランスフォーメーションの研究、開発、応用に対する支援

企業は、課税所得の最大20%まで関連する基金を設立可能。また、研究開発活動に要した費用について、二重で損金に算入可能

実施ガイダンス:

科学・技術・イノベーションおよびデジタルトランスフォーメーション開発基金とは、科学・技術・イノベーション法およびその関連法令に定められた企業の科学技術開発基金を指します。基金の設立は、CITに関する規定に従って行われます。

主なポイント



05

中小企業、零細企業および個人事業者への支援

デジタルプラットフォーム、会計ソフトウェア、ならびに法務・会計・税務・人事分野に関するコンサルティングサービスが無償で提供

実施ガイダンス：

- 無償の会計ソフトウェアおよびデジタルプラットフォームの提供
 - 対象は、零細企業、小規模企業、事業世帯および個人です。
 - 無償のデジタルプラットフォームには、電子インボイスおよび電子署名が統合された会計ソフトウェアが含まれます。
- 経営管理に関する無償研修支援
 - 対象は、零細企業、小規模企業、事業世帯および個人です。
 - 国家予算により、企業統治に関する研修コース（会計、税務、人事を含む）が実施されます。

政令20号は、革新的スタートアップ、中小企業、民間企業を支援するための強化された税制優遇および支援措置を幅広く導入しています。これらの制度を十分に活用するためには、適用要件、コンプライアンス要件、および優遇措置の適切な会計処理を理解することが重要です。政令20号に基づく各種機会の活用については、PwCのご担当者までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではありません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn